

介護職員等の処遇改善に関する取り組み状況

1 処遇改善加算の取得状況

(1) 介護職員処遇改善加算

平成 23 年 4 月 1 日から介護職員処遇改善加算Ⅱを取得

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

令和元年 10 月 1 日から介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを取得

2 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

	職場環境要件	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	奨学金貸与・返済軽減・資格取得等の支援規程を定め、 ①社会福祉士、介護福祉士、看護師の資格取得を目指して就学し、卒業かつ資格取得後に当法人に正職員として勤務することを希望する者で、一定の要件を満たす者に奨学金を貸与。 ②自身の奨学金を現に返済している職員に対して、返済額の一部を補助。 ③正規職員の資格取得を推進し正規職員の資質向上並びに業務体制の整備・強化、職場の定着を図ることを目的とし、受験、取得、保有することを奨励する公的資格・免許など法人が認定した資格について、取得及び更新に係る費用を助成。
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	①育児・介護休業等に関する規程において育児・介護休業法の規定を上回る制度を設け、子の看護休暇を時間単位で付与。 ②就業規則及び賃金規程において、子の学校行事に参加する職員に年間3日の特別休暇(有給)を付与。 ③上記①及び②の取り組みにより、平成27年3月25日釜石市子育て応援企業第1号に認定。 
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	①契約する臨床心理士によるメンタルヘルス研修の開催及びメンタルヘルス相談の実施。 ②法人内の全職員を対象に健康診断を年2回実施。
その他	非正規職員から正規職員への転換	準職員就業規則に正規職員への登用規定を設け、非正規職員から正規職員への転換を図っている。